

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保を行うため、グループ全体の管理を一元的に行います。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「経営環境変化への対応」の観点から意思決定のスピードアップを図り、変化に柔軟に対応していくこと、「経営の透明性」の観点から経営の監督機能の充実を図ること、「経営の健全性」の観点から法令を遵守し、社会倫理に反することがないようにすることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

2. 監査役制度の採用とコンプライアンス・リスク管理会議の設置

当社は、経営の監督は監査役による監査体制を強化・充実させることにより充分に機能するという考え方から監査役制度を採用しております。また、取締役会の諮問機関として、社外の弁護士も参加するUTグループ コンプライアンス・リスク管理会議を設置し、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行います。

3. 当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス

当社は、グループの純粋持株会社として、各事業会社の独立性を尊重しながら、UTグループ コンプライアンス・リスク管理会議を通して、横断的に管理し、グループ経営管理体制の強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若山 陽一	11,031,178	27.13
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	3,969,200	9.76
有限会社コベルニクス	1,817,200	4.46
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1,524,500	3.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,353,200	3.32
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI-FULL TAX613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1,226,600	3.01
エース証券株式会社	742,800	1.82
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	720,000	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	717,800	1.76
株式会社SBI証券	682,200	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鉢嶺 登	他の会社の出身者													
吉松 徹郎	他の会社の出身者													
大塚 和成	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鉢嶺 登			株式会社オプトホールディングの創業者であり「事業創造プラットフォーム構想」を掲げ、目まぐるしく変化するIT業界に於いて数多くのIT企業の成長を支えてきました。その経験が雇用サービス業界の変革と成長を目指す当社の経営に活かしていただけたと考え、選任いたしました。
吉松 徹郎			株式会社アイスタイルの創業者であり「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、独自のデータベースを活用することによって、メディア・小売・流通・人材とビジネスを展開してきました。その経験が派遣で働く人達を顧客と定義する当社の成長に寄与していただけたと考え、選任いたしました。

大塚 和成		会社法やM&Aなどの企業統治のスペシャリストとして、数多くの企業成長を支えてきました。その経験がM&Aによる成長戦略を目指す当社に活かしていただけると考え、選任いたしました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	* * * * *	4	0	1	2	0	1	社外有識者
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明 更新

当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではありませんが、取締役の指名の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保するとともに取締役会の説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名委員会を設置しております。指名委員会は、外部第三者の専門家を委員長とし、代表取締役、独立社外取締役2名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、毎月定期的に意見交換会を実施しております。具体的には、前月に内部監査室で行った監査結果を監査役に報告し、それに対して監査役は監査内容、監査重点項目についての助言を行っております。そのことで監査テーマ、監査項目について理解を共有しております。監査役と会計監査人は、定期的に会合の機会を設け、そこで必要な情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水上 博和	他の会社の出身者													
吉田 博之	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水上 博和			長年の金融機関での豊富な経験、専門的見地から、当社の監査に反映していただけると判断し、選任いたしました。当社の社外監査役としての在任期間は、8年となります。
吉田 博之			税務、会計分野の専門的な知識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、選任いたしました。当社の社外監査役としての在任期間は、2年となります。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役報酬は、平成29年6月24日開催の取締役会において、業績連動賞与制度を導入することを決議いたしました。また、経済情勢の変化や成果に応じた報酬体系の運用の充実を図るため、業績評価指標及び各取締役に対する配分方法は取締役会において事業年度毎に決定することといたしております。

なお、本事業年度の業績連動報酬総額の算出方法は、以下になります。

- ・業績連動報酬の総額は、第11期連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の6% (円未満切捨て)
- ・業績連動賞与総額の上限は、210百万円
- ・第11期連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」が2,800百万円未満の場合は、業績連動賞与は支給なし

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において社内取締役及び社外取締役の報酬総額、社内監査役及び社外監査役の報酬総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

平成20年6月23日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額500百万円以内、監査役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会等の重要会議について、十分な審議をいただくため、事前に資料の送付を行っております。社外取締役及び社外監査役に対して、サポートする専任スタッフはおりませんが、適宜関係部署にて対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、当社並びにグループの業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しています。現在、取締役会は4名で構成し、うち3名が独立社外取締役となっています。また、取締役の責任の明確化と機動的な取締役会の構築を図るため、取締役の任期は1年としています。取締役会は月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の監督にあたっています。なお、取締役の報酬は取締役会で決議の上、決定されます。

2. コンプライアンス・リスク管理会議

取締役会の諮問機関として、代表取締役を議長とし社外の弁護士も参加し、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行います。

3. 指名委員会

取締役候補者の指名については、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献し得る人物を取締役とすることを基本方針とし、取締役候補者の要件を満たし、取締役会全体の能力・知識のバランスに配慮したうえで、取締役会の諮問機関である指名委員会において選定し、取締役会にて決定します。

4. 執行役員制度

経営監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、取締役会の経営監督機能を強化しております。また、執行役員による機動的な業務執行を促進し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、職務分担及び会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図っております。

5. 経営会議

執行役員による業務執行上の重要な事項について、執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、当社代表取締役を議長とする経営会議を開催しています。

6. 監査役会

経営の監督は、監査役による監査体制を強化・充実させることにより十分に機能するという考えから、従来の監査役制度を継続しています。監査役4名、うち2名が独立社外監査役で構成される監査役会は、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常の経営活動の監査を行っています。

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役、執行役員、従業員及び会計監査人から事業の報告を求め、業務や財産を調査する法律上監査役に認められている監査権限を行使しています。また、常勤監査役は、経営会議のほか重要な会議への出席や事業場への往査を行うなどにより実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。加えて、グループ各社の監査状況の把握と情報交換を目的とする「UTグループ監査連絡会」を設置し、グループ全体のガバナンスを有効に機能させる体制を整えています。

7. 内部監査室

内部監査室は、グループ全体を対象に、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制を検証・評価し、その結果を取締役会および監査役に報告しています。また、監査役会と連携して、グループ全体のガバナンスのあり方や内部統制システムの有効性を、適正に監査しています。

8. 会計監査

会計監査は、仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査業務を執行する会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりになります。

業務を執行する公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 榎本 尚子
指定社員 業務執行社員 三島 陽

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役4名の内、独立社外取締役を3名選任し、取締役会の独立性と経営の透明性・客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。あわせて、取締役会の業務執行権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任の範囲を明確にすることで経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため「執行役員制度」を導入し、迅速な経営の実現を図っております。また、監査役会を設置しております。監査役4名の内、高い独立性及び専門的な見識を有した独立社外監査役を2名選任し、客観的かつ公正な立場で適宜に検証を行っており、企業統治体制の強化に寄与しているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、定時株主総会招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主にご出席をいただきやすい日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案しながら、インターネットでの議決権行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームへの議決権行使を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト招集通知の英訳版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページ上に公開しております。株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。当社をご理解いただくために有効と思われる情報につきましても、積極的かつ公平に開示する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催いたします。また、アナリスト・機関投資家向けの説明会資料を当社ホームページ上に掲載するなど、情報格差の解消に努めます。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表日にあわせてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者が説明します。この他、重要な新規事業の開始や大型買収案件の発表時には、随時事業戦略の説明会を実施します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにミーティングを開催し、代表者自らが出席し事業戦略についてプレゼンテーションを実施します	あり
IR資料のホームページ掲載	決算報告書、プレゼンテーション資料、有価証券報告書を中心にIR情報を掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を社長室とし、社長室長をIR担当執行役員としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーを尊重すべく「UTグループコンプライアンス行動規範」を定め、健全で透明性の高い企業経営の実現に努めることとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「はたらく力でイキイキをつくる」というミッションの下、「日本全土に仕事をつくる」を中期ビジョンに掲げ、日本全土に良質な雇用機会の創出やキャリアアップ機会の拡大に貢献し、はたらく力でイキイキをつくることにより、事業活動を通じて社会的責任を果たしてまいります。今後は、環境への取組みについても積極的に検討して参ります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、健全で透明性の高い経営の高い経営の実現を目指すべく、「ディスクロージャーポリシー」「株主との建設的な対話に関する方針」「UTグループコンプライアンス行動規範」において情報提供に係る方針等を公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役を議長とし、社外弁護士も参加する「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設置する。「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」は経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、経営上の重要な事項の決定に際して事前に検証を行う。コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社グループの役員及び社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は内部通報制度や相談ダイヤル制度を設け、当社グループの役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気がついたときは、取締役、法務担当部署長、常勤監査役または弁護士等に通報しなければならないと定める。さらに、内部監査室を設置し、取締役会が定めた基本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護方針を定める。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「UTグループコンプライアンス・リスク管理会議」を設け、有事においては、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。平時においては各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任の範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入する。その上で、取締役及び執行役員による機動的な業務遂行を図るため、職務分担を定期的に見直し、権限体系及び意思決定ルールを整備するとともに内部牽制機能を確立するため、会社組織の分掌事項を定期的に見直し、各組織の権限や責任者の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を実現する。

さらに、業務執行上の重要な事項について執行状況及び課題を報告するとともに、取締役会での付議事項の方針の審議及び取締役会で決議された経営の基本方針に関する具体的執行方法について決議するため、当社代表取締役を議長とする経営会議を組織する。また、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、グループ全体の目標を設定し、各事業子会社においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とする。

5. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者((3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使する。当社内に、グループ管理統括責任部署として経営企画担当部署を設置し経営企画担当部署責任者をグループ管理統括責任者とする。当社は「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ共通の「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に則り、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社と経営管理契約を締結し、子会社に対しグループの経営戦略、リスク管理、コンプライアンス等の基本方針を示すとともに、グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めがあった場合、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該補助使用人は監査役専属とする。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。取締役には、補助使用人に対する指揮命令権がないこととし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従うこととする。補助使用人の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

7. 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

(1) 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当者にその説明を求める。なお、監査役は当社の会計監査人である仰星監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社監査役は、子会社の役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役職員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役職員に周知する。子会社の役職員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに当社監査役に報告をする。内部通報制度の状況について、子会社の担当部署が当社監査役に定期的な報告を行う。

(3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
前2項により当社監査役へ報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社の財政状態及び経営成績を適正に開示するため、適正な会計方針を適用して、適時に正確に会計処理を実施するという経営者の姿勢に基づき、次の体制を構築・運用する。経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。そのため、全役職員は、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素(統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応)の適切な整備及び運用に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下の通り反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 反社会的勢力に対する対応は総務担当部署が総括し弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

2) 反社会的勢力との対応を「UTグループコンプライアンス行動規範」に基づく「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定める。

3) 定期的な警察署への訪問・連絡等を行い、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行う。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制図】

